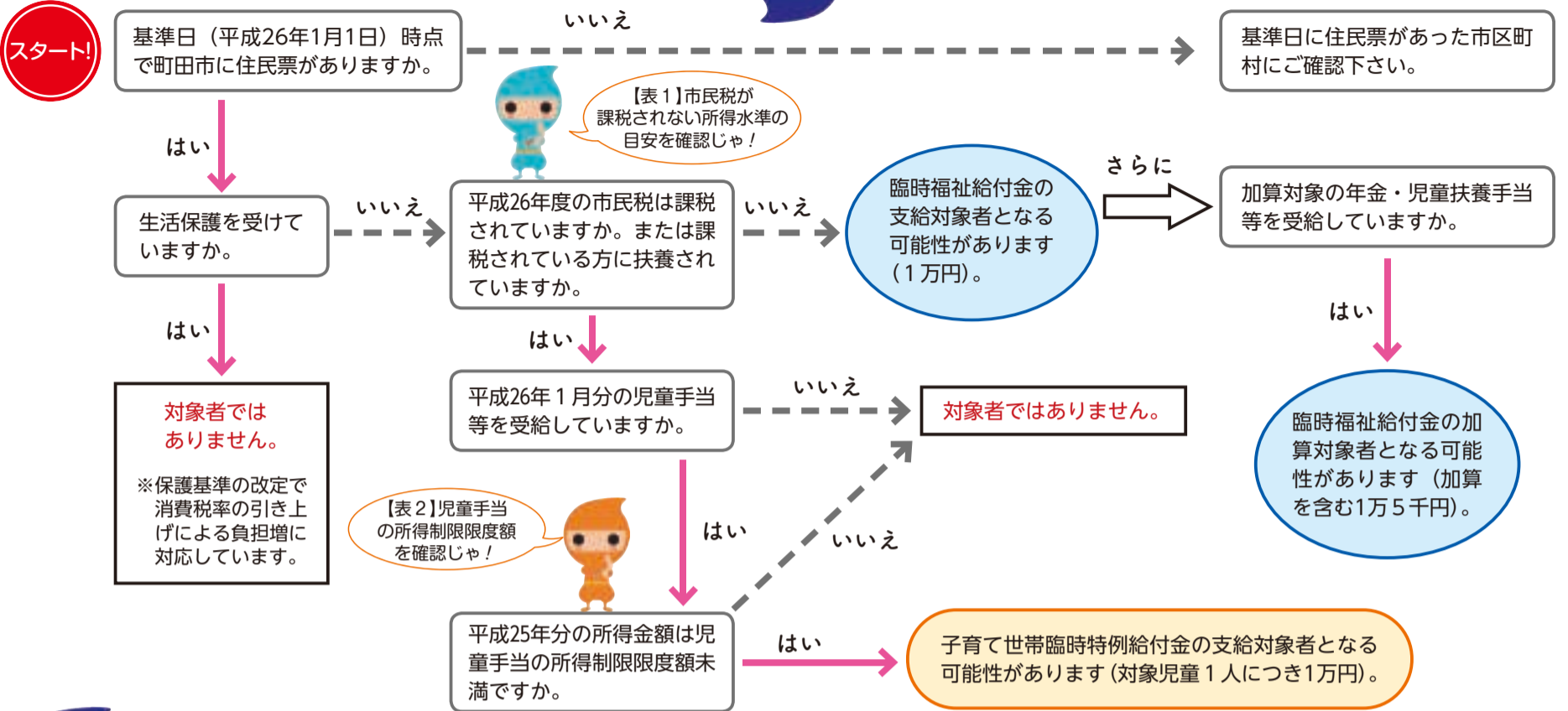


対象者診断チャートで確認じゃ!



→ はい
- - - いいえ

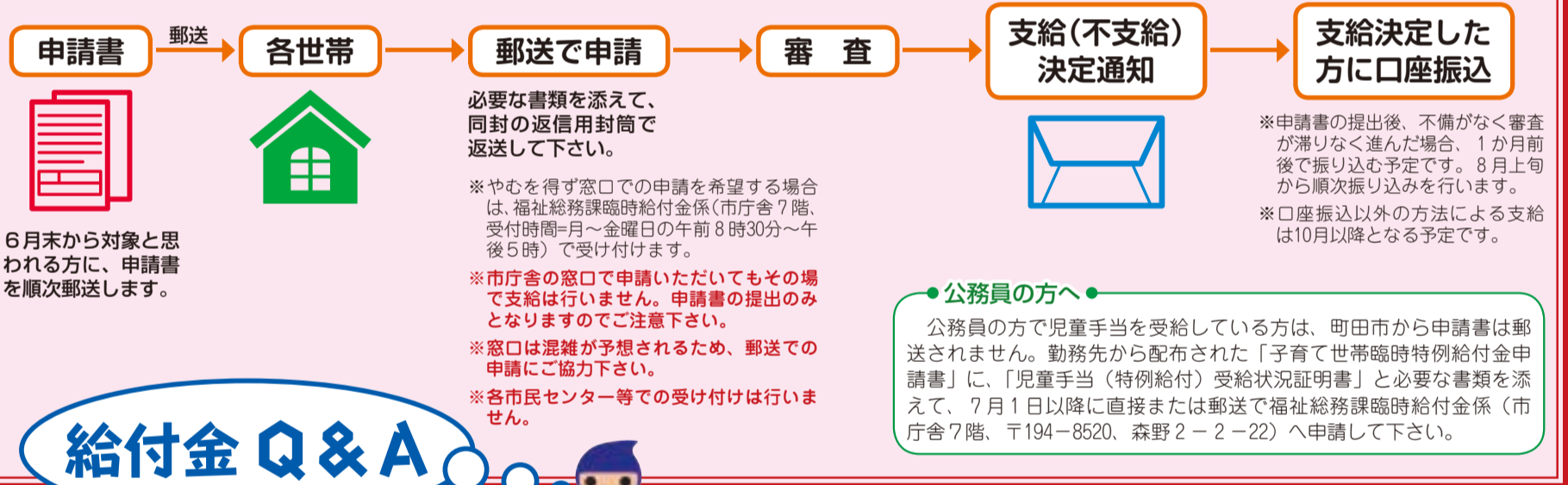


次は受給までの流れと申請方法を確認じゃ!



申請受付期間

7月1日~平成27年1月5日(必着)



給付金 Q & A

【共通】

- Q.誰でも支給を受けられますか。
A.今回の給付金は対象者のみの支給です。また、支給は1回限りです。
- Q.なぜ1万円なのか。
A.消費税率の引き上げによる1年半分(消費税率が8%である4月~平成27年10月)の食料品の支出額の増加分を参考に設定されたものです。
- Q.現金で支給を受けられますか。
A.原則、口座振込です。金融機関に口座を持っていない方は現金による支給となりますが、10月以降となる予定です。
- Q.申請期限までに申請書を提出しなかった場合、給付金はどうなりますか。
A.申請期限の平成27年1月5日(必着)までに申請がないと、辞退したとみなされ支給されません。忘れずに申請して下さい。

【臨時福祉給付金】

- Q.なぜ加算措置があるのですか。なぜ5千円なのか。
A.平成26年4月の年金の特例水準解消等について、基礎年金の平均受給額がおおむね5千円減少すると見込まれるため加算することになりました。
- Q.いつの時点の年金や手当等を受給していれば加算措置の対象となりますか。
A.老齢基礎年金等については平成26年3月分の受給権があり、4月分が5月分の年金の支払いがある方が加算措置の対象となります。その他、児童扶養手当等については、平成26年1月分の手当等を受給している方が加算措置の対象となります。

【子育て世帯臨時特例給付金】

- Q.今年、中学校を卒業した子どもがいますが、対象児童になりますか。
A.基準日時点で中学生だった児童は対象児童になります。
- Q.平成26年1月分の児童手当は配偶者だった人が受給していましたが、基準日より後に離婚しました。現在、子どもの親権は私にあるので、私に支給されますか。
A.平成26年1月分の児童手当を受給している人が支給対象者なので、配偶者だった人への支給となります。

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意を!!



町田市職員や厚生労働省職員などが、

- ATM(銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動支払機)の操作をお願いする
- 給付金の支給を受けるために、手数料などの振り込みを求める
- 通帳やキャッシュカードをお預かりする
- フリーダイヤルや携帯電話への電話連絡をお願いすることなどは絶対にありません。

ご自宅や職場などに町田市職員や厚生労働省職員などをかたった怪しい電話がかかってきた場合は、即答せずにいったん電話を切り、お近くの警察署(または警察相談専用電話〔#9110〕)にご連絡下さい。

町田警察署 ☎722・0110、南大沢警察署 ☎042・653・0110